

カントとヘーゲル

—— 法哲学の比較考察 ——

木村靖比古

Kant and Hegel

—— Comparative Considerations on the Philosophy of Law ——

YASUHIKO KIMURA

は し が き

カントとヘーゲルは法哲学においても偉大な業績を残したが、これら二人の哲学はひとしくドイツ観念論と呼ばれながら、その思想内容は大いに異なっており、このことは法哲学思想の内容についても言い得ることである。そこで二人の法哲学思想の相違点を比較して、いずれの思想に正当性が認められるか或は現代的乃至恒久的の意義が存するかを明らかにすることは、法哲学の研究上、大なる価値のあることと考えられる。しかも従来わが国においては、二人の法哲学思想の比較が主題として取扱われたことはなく、僅かに種々の著作において個々の点について断片的な比較考察が行われたに過ぎなかったから、二人の法哲学思想の全体にわたる総合的な比較考察を行なうことは、特に大きな意義を持っていると言わねばならない。

よって本稿においては、二人の法哲学思想の特色をよく示しているとともに、著しい対立点でもあるところの数個の問題を取り上げて、諸学者の見解を参照しつつ比較考察を行ない、総合的な比較研究の一助に資したいと思う。

第一 総論

一 哲学的思索の態度と方法

カントとヘーゲルの法哲学思想において種々の相違点の存在することは、二人の哲学的思索の態度と方法が異なっていることに基づくものである。そこで法哲学思想の比較考察を行なうに当たっては、先ず哲学的思索の態度と方法について相違点を明確にすることが必要であると思われる。しからばこれらの相違点のうちで、特に法哲学思想の形成に対して深い関連と影響を持っている点は何であろうか。これらについては次の諸点を挙げるができると思う。

(1) カントは認識の限界を認め、物自体を認識することは不可能であり、認識はただ現象についてのみ可能であるとして、形而上学に対して批判的な態度をとった。しかるにヘーゲルはカントの哲学を批判し反駁する立場をとり、理性によって一切の真理を認識し得るとし、そして形而上学的な認識や普遍的なもの、絶対的なものの認識は可能であると考えた。ヘーゲルは思弁によって全体的な真理を把握し得ると主張し、合理論の立場から思弁のみによる客観的認識の可能性を肯定したのであったが、カントは批判主義の立場からその可能性に対して懐疑的否定的な態度を取ったのである。

(2) カントは事物を説明するに当たり、二元論の立場から相互に対立した二個の原理を使用

し、そしてこれらの原理を対立して統一されることのないものと認めた。すなわち、物自体と現象、自由と必然、存在と当為、内的なものとの外的なもの、感性界と叡知界、本体人と現象人、主観と客観、理論理性と実践理性、悟性と感性、思性と意欲、法と道徳などを峻別し、これら二者の対立性を強調した。

これに対してヘーゲルは一元論の立場を取り、宇宙の根源的實在をロゴスであるとし、ロゴスの自己展開として宇宙を把える形而上学的立場を認めた。そしてヘーゲルはカントの認めた種々の対立を否定した。ヘーゲルが「法哲学綱要」の序文で述べたところの「理性的なものは現実的であり現実的なのは理性的である。」(Was vernünftig ist, das ist wirklich und was wirklich ist, das ist vernünftig.)¹⁾ という言葉は、彼の哲学が一元論の典型的な体系であることを最もよく示している。

(3) カントの哲学は個人の人格を中心として形成され、個人主義的な色彩を持つ人格という概念を中心として人間の存在を把握しようとしたものと言うことができる。これに対してヘーゲルは精神という概念によって人間存在の特質を明らかにし、精神の発展過程の中に歴史的社会的世界の全体を含めて考察し、国家をもって精神の発展における最高の段階であるとし、国家において倫理的領域の最高の自己目的が展開されるとしたのである。

(4) カントによれば道徳法の命令は人間一般に無条件に妥当する絶対無条件の命令であり定言的命令であって、それは次のように言い表わされる。

(イ) 汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行為せよ。

(ロ) 汝自身の人格においても或は他人の人格においても人間性を常に目的として取扱ひ決して単に手段として使用せぬように行為せよ²⁾。

そしてカントによれば、法はこの定言的命令を実現するための強制的規律であり、定言的命令を基礎としているものである。社会生活の規律である法の領域では、右の定言的命令は、「汝の自由が他人の自由と共存し得るように行為せよ」ということを意味する。そこでカントは法を定義して「法は一人の意欲が他人の意欲と自由の普遍的法則にしたがって調和し得るための諸条件の総体である³⁾」と言ったのである。かくてカントにおいては、定言的命令は倫理学と法哲学の二つを通じて基礎的な意味をもつものである。

しかるにヘーゲルは、カントの倫理学の形式主義に反対し、カントの定言的命令は義務のための義務を行なうべきことの要求であり、それは決して個人の行為の具体的な内容を決定し得るものではないと批判した。そしてヘーゲルはカントの倫理学をもって、義務のための義務についての説明にすぎないもので、人間に対して何を為すべきかを教えることはできないものと断じた。こうしてカントの法哲学の基礎をなす思想がヘーゲルによって全く否定されたのである⁴⁾。

(5) ヘーゲルの哲学体系においては弁証法の原理がその全体を貫いていることも、カントの体系と大いに趣を異にする点である。ヘーゲルは一般に有限なものは自己自身のなかに自己と

1) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. (Die Philosophische Bibliothek Band 124a), S. 14.

2) Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. (Philos Bib Band 41) S. 42. S. 52.

3) Kant, Metaphysik der Sitten. (Philos Bib Band 42) SS. 34~35. 恒藤・船田共訳「カント法律哲学」参照。

4) Hegel, a. a. O.

矛盾するものを含み、それによって自己を止揚し反対物に移行することを主張した。そして彼は弁証法を現実世界の一切の運動や生活及び活動の原理と考えた。

かくてヘーゲルの哲学は弁証法の立場から、自然や歴史や精神の世界が不断の運動、変化、発展のうちにあることを示し、それらの運動と発展の内的な連関を明らかにすることを企てたものであった。そして法哲学的思索においても弁証法の原理が適用されたが、例えば刑罰をもって法の否定の否定と解し或は抽象法と道徳との総合としての人倫を認め、さらに人倫においても家族から市民社会を経て国家に至る発展の段階を考察していることなどは、弁証法の原理の適用の顕著な事例として挙げることができる。

以上の如き弁証法の原理はカントにおいては用いられず、従って法哲学においても弁証法的考察は行われなかった。従って刑罰の性質、法と道徳との関係、国家の本質などについてヘーゲルとは異なった見解に到達したのであった。

二 法哲学的考察の対象

以上に述べた哲学的思索の態度と方法の相違に基づいて、カントとヘーゲルとの間には、さらに法哲学的思索の対象において相違が存在する。先ずカントにおいては、法哲学的思索は、現に在る法や国家を対象としないで、法や国家は如何にあるべきかを対象として行なわれた。カントにおいては、法や国家は実践理性の領域に属するものとされ、そして実践理性の法則は存在することについてではなく、存在すべきこと、当為について取扱うものである。かくてカントの法哲学は実践理性の要請である定言的命令に即応して、理想的な法や国家を樹立することを目指すものであった⁵⁾。

たとえばカントは「永久平和論」において、「戦争あるべからず」(Es soll kein Krieg sein.) という定言的命令を設定し、これに基づいて永久平和のための確定条項として (1) 各国家の憲法は共和的でなければならない。(2) 国際法は自由な国家の連合に基礎をおかなければならない。(3) 世界公民法は普遍的好遇の条件に制限せられなければならないという三つの条項を挙げ、永久平和を実現するために法は如何に在るべきかを論じたのであった⁶⁾。

しかるにヘーゲルにおいては、改革的精神に満ちていた青年時代を別として、法や国家についての最終的な見解の示されている「法哲学綱要」によれば、カントとは反対の態度をもって法哲学的思索を行なったことが明白である。ヘーゲルによれば、法哲学の任務は、あるがままの存在を考察し理解することに在って、法や国家は如何に在るべきかの考察や、法や国家についての主観的な考察を行なうことに在るのではなかった。法哲学的思索の対象は実在する法と国家であるというのがヘーゲルの見解であった。

かくてヘーゲルは世界を改革し国家を在るべき姿に形成し得ると考えた哲学者に反対したのである。彼のかかる見解は「法哲学綱要」の序文において次のように述べられている。「存在するものを把握することが哲学の課題である。けだし存在するものとは理性であるからである。個人についていえば、もともと各人は時代の子である。哲学もまた然りであって、思想のうち把握されたその時代である。」「なお世界がいかにあるべきかという教訓について一言すれば、そのような教訓を垂れるには元来哲学の到来はつねに遅きにすぎるのである。世界の思

5) vgl. Piontkowski, Hegels Lehre über Staat und Recht und Seine Strafrechtstheorie, S. 68ff.

6) Kant, Zum ewigen Frieden. (Reclam-Verlag) SS. 24~39.

想としての哲学は、現実がその形成過程を完了してみずからを完成し終った後にはじめてあらわれる。」⁷⁾

以上に述べたところによって、法哲学的考察の対象についての二人の見解の相違が知られるのである。

三 法哲学思想の形成と発展

カントは青年時代に自然法を学び、また大学の私講師として自然法を講じたとはいえ、法、政治、国家などの問題について哲学的思索を行ない、著作を発表したのは老年に至ってからのことである。すなわちカントの哲学的思索ははじめ自然科学や理論哲学の方面に向けられ、60才のときにはじめて法哲学の著作に数えられる「世界公民的見地における一般歴史の理念」(1784)と「啓蒙とは何かという問題に対する解答」(1784)を発表したのである。そしてフランス革命の勃発後は、その影響を受けて法哲学的思索を益々活発に行ない、法哲学の主要な著作である「理論においては正しいかも知れぬが実際には役に立たぬという俗諺に関して」(1793)、「永遠平和の為に」(1795)、「道徳形而上学」(1797)などをつぎつぎに書いたのである。

またカントの法思想の形成に影響を及ぼした先人はきわめて多く、その中でもプラトン、モンテスキュー及びルソーの影響は顕著であるが、これらの三人は青年時代のヘーゲルの法思想の形成に対しても特に強い影響を及ぼした。老年に至って形成されそして発展したカントの法思想は終始一貫しており、政治的社会的環境によって動揺したり変化したりすることはなかった。カントの法思想を一言で表現するならば、自然法原理を基礎とする平和主義的民主主義的な法治国家の思想であったとすることができる。

これに対して、ヘーゲルは、カントとは異なって、青年時代から社会に関して思索した哲学者であり、法、政治及び国家などの問題に対して特別に深い関心を抱いた。そしてヘーゲルの大学生時代(1788-1793)、フランス革命が勃発し、革命の理念は青年学生の共鳴するところとなったが、ヘーゲルもかかる学生の一人として自由平等の理念を謳歌し、ルソーの思想に心酔した。

かくてヘーゲルの法哲学的思索の出発点において指導者となった者はルソーであった。青年時代のヘーゲルが興味を感じたものは現状の改革を目指す問題であり、この意味でルソーはヘーゲルにとって最も偉大な教師であった。カントは一生を通じてルソーに対する尊敬の念を失なわなかったが、ヘーゲルもまた少なくとも青年時代においてはルソーを最も崇拝した。ヘーゲルの青年時代の法哲学の著作である「ベルン市に対するヴェート地方の国法上の関係についての信頼すべき書簡」(1798)、「ヴュルテンベルクの最近の内部事情について特に市会憲法の欠陥について」(1798)、「ドイツ帝国憲法論」(1801-1802)などは青年時代の彼が強い批判的改革的精神の持主であったことをよく示している。

ヘーゲルの法哲学的思索は青年時代から晩年に至るまで止むことなく継続したが、しかし、彼の法思想は壮年時代から晩年に至るに従い、次第に批判的改革的な色彩を失い、現状肯定的保守的な色彩が支配的なものとなった。そして彼の法哲学の主著「法哲学綱要」(1821)においては、国家を神格化する理論を展開し、専制的封建的なプロシア国家を讃美するとともに、

7) Hegel, a. a. O., SS. 16~17. 高峯一愚訳「法の哲学」(上) 23~25 頁。

カントの永久平和論に反対して国家間の戦争の必然性を主張した。さらにヘーゲルは最後の論文「イギリスの改革法について」(1831)の中で、選挙権の拡張に反対し貴族の特権を擁護する意見を陳述した。

ヘーゲルの法思想の発展において、その性格が改革的、進歩的なものから現状維持的、保守的なものに変化したことは一面においては、彼の人間的性格に由来することであるとともに、他面においては彼を取り巻くドイツの政治的社会的環境の変化に影響されたことであった。

ところでヘーゲルの法思想の性格を判断する場合、根拠とすべきものは青年時代の著作ではなくて、主著であり後年の著作である「法哲学綱要」であることは勿論である。そしてこの著作を根拠として彼の法思想を一言で表現すれば、非平和主義的な国家絶対主義の法思想であって、カントの法思想とはきわめて対照的であると言わねばならない。

四 哲学体系における法哲学の地位

カントの哲学的思索は種々の方面に亘っているが、その思索の内容を哲学の分科に従って大別すれば理論哲学と実践哲学に分けられる。そして実践哲学はさらに道徳哲学、歴史哲学、政治哲学及び法哲学などに分けられるが、法哲学は他の三つの実践哲学ときわめて密接な関係を持っている。

先ず第一に法哲学と道徳哲学との関係を見ると、両者はいずれも自由の理念を基礎としているから、相合して体系的に統一され道徳形而上学を構成するものとされている。しかしカントは、法哲学の原理は外的自由の理念であるのに対して道徳哲学の原理は内的自由の理念であるとして両者を区別した。

第二に法哲学と歴史哲学との関係について言えば、歴史哲学の主著「一般歴史の理念」において、永遠平和の状態たる世界公民的状态に到達することを歴史の究極と考えているが、歴史の究極の到達点たる世界公民的状态は法の究極の理想でもあることは、法哲学の主著の結論において次のように述べられていることから明白に知ることが出来る。「この普遍的かつ永続的な平和の確立は、単に純粹理性の限界における法学の一部分を形成するだけのものではなく、実にその全終局目的を形成するということが出来る。」⁸⁾かくの如く、カントにおいては法哲学と歴史哲学とは、ともに永遠平和の状態たる世界公民社会を根本理念とするもので、両者の間に不可分の関係が存するのである。

第三に法哲学と政治哲学との関係は、一般的にきわめて密接であるが、特にカントの場合には、両者は表裏をなしているほどの深い関係に立っており、法哲学の著作は同時に政治哲学の著作であると言えることが出来る。殊に法哲学の主著たる「道徳形而上学」をはじめとして、「俗諺に関して」や「永遠平和の為に」などはこのような性格を持っている。要するにカントにおいては、法哲学思想と政治哲学思想とが同一の著作の中に、緊密に結合して展開されているのである。

さてカントの哲学は、理論理性、実践理性及び判断力の三つを批判することを内容とするものであるが、これら三つの批判目的のうちでは、人によって見解を異にするが、カントの本来

8) Kant, *Metaphysik der Sitten*, SS. 185~186.

の趣旨からみて実践理性が中心的の地位を占めると言わなければならない⁹⁾。従ってカントの哲学体系においては実践哲学の地位が重要であるが、実践哲学のうちでは勿論道徳哲学が中心的の地位を占めているとしても、道徳哲学と体系的に一体をなしている法哲学の地位も亦きわめて重要であることを認めなければならない。さらに「彼の国家法律論は、まさに哲学の課題として、カントの全哲学体系における思想発展との必然的関連を有し、これによって全哲学思想が完結せられるのである」¹⁰⁾ から、法哲学はカントの全哲学体系を完成させたものという重要な地位をもつていると言えよう。

次にヘーゲルの法哲学が、哲学体系において占める地位を見ると、彼は青年時代から、晩年にいたるまで法哲学的な思索や著作を行なったから法哲学的著作が全著作の中で占める割合はカントの場合よりも多く、前に挙げたもののほかに、重要なものとして「自然法の学問的取扱の方法について」(1803)と「人倫の体系」(1803)とがあり、また彼の大著「精神現象学」や「哲学的諸学集成」(1806)などの中にも法哲学に関する論述が見出される。

そして法哲学の名著「法哲学綱要」は今日普通の意味で、言われる法哲学のほかにさらに道徳論、倫理学、社会哲学、政治哲学、国家学、歴史哲学などの広汎の領域を含み、これら総てに通ずるものを法として論述したものである。かくて「この領域はヘーゲルの思想発展の最初から関心の中心を占めた部門であり、おそらく彼の思想体系がこれを廻って形成されたと考えられるから、論理学の根柢には絶えず法の領域、現実への顧慮が払われていたに相違ない。この意味においてヘーゲル体系の秘密は〈法の哲学〉のうちにあると言つてよい」¹¹⁾ のであって、法哲学はヘーゲルの哲学体系において中枢的地位を占めるものと認めることが出来る。

以上に述べたところによって、カントにおいてもヘーゲルにおいても、法哲学は哲学体系において重要な地位を占めていることが明白であるが、しかしヘーゲルの法哲学がその地位において、カントの場合と異なる重要な点は、法哲学の歴史哲学に対する関係である。

カントの場合には、既に述べた如く、法哲学と歴史哲学とは、ともに永遠平和の状態たる世界公民社会を根本理念としている点において、二つの哲学は不可分の関係に立っているのであるが、ヘーゲルの場合には、法哲学と歴史哲学とは同一物の両面という関係にあって、法哲学的思索の進行は必然的に国家哲学を経て歴史哲学に移って行くのである。ヘーゲルの歴史哲学は世界史の哲学的考察であるが、彼は「法哲学綱要」の最後の章において、人倫の最高の現実態たる国家を論じ、そして国家についての論述を、世界史の考察をもって結んでいる。そして歴史哲学については別に詳細な講義や著作を行った。いずれにしても、「法哲学綱要」の最後の部分において歴史哲学が論述されている点から考察して、学者はヘーゲルの法哲学は歴史哲学によって補充されていると言ひ、或は法哲学は歴史哲学であると言っている。

要するにヘーゲルの法哲学は通常の意味の法についての哲学であるばかりでなく、もっと広く社会哲学であるという性質を持っており、歴史哲学との関係についても、上述の如く、カントの場合とは趣を異にしているのである。

9) 安倍能成著「カントの実践哲学」35～49頁参照。

10) 南原繁著「国家と宗教」139頁。

11) ヘーゲル著、岡田・速水共訳「法の哲学」453頁。

第二各論

一 法の概念

カントは法を定義して「法は一人の意欲が他人の意欲と自由の普遍的法則にしたがって調和し得るための諸条件の総体である」とした。この定義によれば、法は社会生活における各人の自由の共存を保障するための条件の全体である。蓋しカントにおいては、自由とは、人間が理性的な存在としての自己自身に課するところの、道徳的に責任をもって行動すべしという課題であるが、人間は悪であるために恣意的に行動するので、各人の恣意を普遍的な自由の法則によって制限しこれによって恣意と恣意との衝突を防止して、共同生活における自由な活動を保障し道徳法則を実現するための条件が必要である。カントはこの条件をもって法であると考えたのである。

そして法には強制力があり、これによって各人の自然的衝動に駆られて動く恣意を制限して、道徳的自由・人間の實踐理性の本質を確立せしめようとしたのである。かくしてカントにおいては、法の本質は自由若しくは自律の法則であり、この意味において法と道徳とは根柢を一つにするのである。

以上に述べた如く、カントは法の本質を論ずるに当り法の根柢に自由を置いたのであるが、このことは法思想上きわめて重大な意義を持つことであって、「法の根柢に自由を置いた点において法律思想史は彼において一転回をなし、社会性・自己保存・幸福・快樂などの自然的欲望を基礎として法の本質を論ずる従来の自然主義的または功利主義的・自然法学派の立場と全く異った形式的方向に赴いた」¹²⁾ のであり、またカントの法の定義は、「法一般の本旨を明らかにしているというよりも、近代市民法の特色を明確にとらえたものとして、とくに適切である」¹³⁾ と言うことが出来るのである。

このようにカントの法の定義は、法思想史の上に画期的な転回をもたらしたものであり、また新興市民階級の封建的権力との斗争における自由の保障ならびに資本主義の成長期における経済活動の自由の保障に役立つのであって、これらの点において、カントの法の定義の歴史的価値を認めることができる。

しかし、上に挙げたカントの法の定義は、現代の法学において一般に認められている法の概念から見れば、十分なものと言うことが出来ない。法は、一般的に言えば社会生活上の意思の規律であるが、意思の規律といってもそれは単に各人の意思の自由を制限することのみを目的とするものではなく、すすんで個人や国家・社会の利益を増進することを目的とするものである。しかるに、カントの法の定義は意思の自由を制限するものとしての法のみを意味している。したがってカントの法の定義は法の半面を示したにとどまって、現代における法一般の本質を明らかにしたものではない。この意味において、カントの法の定義の現代的意義は乏しいと言わねばならない¹⁴⁾。

ヘーゲルにおいては、法は彼の精神哲学と弁証法の論理に基づいて考察されている。彼によ

12) 田中耕太郎「法律学概論」(現代法学全集所載) 227 頁。

13) 尾高朝雄「民主主義の法理念」(民主主義の法律原理所載) 3 頁。

14) 拙稿「カントの法哲学の現代的意義」岩手大学法学部研究年報21巻所載) 参照。

れば、法は客観的精神であって、それは抽象法、道徳及び人倫の三つの弁証法的な段階を経て発展する精神である。抽象法は人格の成立に直接関係する法であり、所有、契約及び不法の三つに分れる。道徳は抽象法を遵守しようとする心情であり、人倫は抽象法と道徳とを綜合したもので、家族、市民社会及び国家の三つがこれに属している。

このようにヘーゲルにおいては、法はきわめて広汎な見地において考察され、社会生活の規律という通常の意味の法のみならず、道徳や国家制度一般を含むものとされている。そして道徳及び人倫は夫々先行する段階を止揚して、より高次の、より具体的普遍的な段階に発展し、より高次の法となるのである。かくして、国家において実現される人倫は最高の法である。

思うにヘーゲルにおいては、法と倫理とは、カントにおけるように、合法性と道徳性という厳格な区別の意味における夫々相異なった領域を形成するものではなくて、法は倫理的なものの綜合概念である。そして民族と国家において自己を発展せしめる人倫は、法の最高の表現である。したがって、哲学的に考察すれば、法は外的な規制ではなく、単なる目的の設備ではなく、ただ人々の必要に役立つためのみの事項ではなく、またカントにおける如く、各人相互の自由の範囲に関する消極的な境界規定でもなく、その根源と本質とから見て、積極的な存在する自由、即ち倫理的な存在の発展の形式である¹⁵⁾。

そしてカントの法の概念は、個人の意志の自由、個人の恣意としての自由に基礎を置いているのに対して、ヘーゲルの法の概念は、個人の意志ではなく、個人によって創造され、即自向自的に存在する普遍的な意志に基礎を置いている。この普遍的な意志は、空間と時間の外に独立して存在し、客観的な理性の具体化したものであって、個人の主観的な意欲ではない。ヘーゲルの見解によれば、個人の意志を越えて普遍的な意志が出現し、社会関係の長い歴史的発展過程において自由の理性的な秩序を生み出すとされるのである¹⁶⁾。

かくしてヘーゲルは、カントの法の定義は、個人の自由を出発点とするフランス啓蒙の政治原理と結合しているもので、法及び自由に関するカントの概念は思弁的な思想を欠いたものであると考えた。ヘーゲルは壮年時代以後においては、フランス革命の政治原理や、個人主義的な法律観に反対し、法及び国家の合理性を、個人の権利や利益から離れて独立に、論証しようと企てたのであった¹⁷⁾。

以上によって知られる如く、ヘーゲルは法をもって客観的精神であり、通常法律の外に道徳及び人倫をも含むものと考えた。客観的精神は、ヘーゲルの哲学において主観的精神と絶対的精神との中間に位置し、その意義は特に重要であって、この点について高山博士は次のように述べられている。「客観的精神の思想はヘーゲルの創唱に係る極めて独自の思想である。ヘーゲル独自の精神哲学はこの客観的精神の哲学より始まるものと思うべきであろう。そして客観的精神は実に人倫の精神である。客観的精神界は歴史的社会的現実界である。」¹⁸⁾

かくしてヘーゲルの法の概念は、彼の精神哲学の本質から生じる必然の結論であると言いうことが出来る。以上のようなヘーゲルの法律観は、独創的天才的なものであってその価値は不朽である。しかし彼の意味する法は、通常の意味の法律とは、大いに異なったものであり、法の概念に関するきわめて異例な考察である。

15) vgl. Friedrich Bülow, Hegel: Recht Staat Geschichte. S. 265.

16) vgl. Piontkowski, a. a. O., SS. 98~99.

17) vgl. Piontkowski, a. a. O., S. 99.

18) 高山岩男「ヘーゲル」, 227~228頁。

要するに法の概念に関するカント及びヘーゲルの考察には夫々特色があり、法哲学思想の発達上に偉大な貢献をなしたとは言え、その概念はカントの場合は狭きに失し、ヘーゲルの場合は広きに過ぎて、現代においてはいずれもそのまま承認し得るものではないと言わねばならない。

二 法と自由

法と自由との関係は、カントやヘーゲルの法哲学の中心問題であり、二人の法哲学の特色はこの問題に関する見解の中によく現われている。

先ずカントの場合はどうであろうか。法は強制力を有するが、何故に法の強制は自由と矛盾するものではなく、正当なものとして認められ得るであろうか。このことがカントの法哲学の根本問題である。カントは、この問題を、自由と恣意とを区別することによって解決した。

カントにおいては、自由は道徳的自由であって、恣意ではない。すなわち、自由は恣意的行動への可能性ではなく、道徳的に責任ある行動への可能性であって、もし法の強制によって恣意のみが制限され、自由が制限されるのでなければ、法の強制と自由とは矛盾しないのである。否、法の強制がなければ、恣意のために自由が妨げられるから、法の強制は自由の理念によって要求せられるのである。そこで各人の恣意は、他人の自由と一致し得る点まで制限されなければならないのであって、法は自由を侵害するものではなく、人間の共同生活における自由な活動の条件たるものであり、自由を実現するために恣意を制限するものである。換言すれば、法は外的共同生活において道徳法則を実現するための条件の総体であり、相対立する個別意欲間の外的調和の原理である。カントは以上の如く考えて、前に掲げたような法の定義を与えたのであった¹⁹⁾。

次にヘーゲルにおいては、自由の概念は彼の精神哲学の核心をなしている。ヘーゲルの意味する自由は、結局、倫理的な世界を組織し形成し、歴史において実現せられる理性に帰着する。抽象法、道徳及び人倫の段階を経て発展する客観的精神は、自由の理念の発展の形式である。

ヘーゲルは言っている。「自由の理念の各発展段階はそれぞれ独自の法を有する。けだし各段階は自由がそれぞれ固有の諸規定の一つにおいて具現せるものであるからである。法に対して道徳、人倫が対立すると言われるとき、法の下に理解されているのは単に抽象的人格についての最初の抽象法にすぎない。道徳、人倫、国家関係はそれぞれ一つの独自の法である。けだしこれらの諸形態のそれぞれが自由の規定であり具現であるからである。」²⁰⁾

かように、抽象法、道徳及び人倫は、法の発展の三つの弁証法的な段階を構成し、道徳及び人倫はそれぞれ先行する段階を止揚しそれを越えて存在する。より高次の段階は、より具体的な段階であるとともに、より豊かで普遍的な段階であり、したがって正により高次の法である。この意味において国家において実現される人倫は、自由の最高の表現であり、最高の法である。

以上に述べた如く、カントとヘーゲルの法哲学において自由の概念はきわめて重要な意味を持っているが、しかし二人の自由についての見解には著しい相違が認められる。この相違を

19) カール・ラレンツ著、赤松元通訳「国家哲学」、5～17頁参照。

20) Hegel, a. a. O., S. 46. 高峯一愚訳前掲。

適切に指摘したところの二つの論述をここで挙げなければならない。

第一に、尾高博士は次のように述べられている。「曾て啓蒙期の個人主義的 自然法思想は、物を支配する自由を自由であるとした。つづいて、カントはそのような恣意的な自由を克服して、内面の道德律に従う当為としての自由を追求した。ヘーゲルは自由の実現に向って進む意志の弁証法的発展のうちに、両者をそれぞれ巧みに位置づけると同時に、両者をともに克服することによってあらわれる道義態の世界こそ、真に実現された自由の領域であることを示そうとするのである。」²¹⁾

第二に、高山博士は次のように述べられている。「ヘーゲルの自由はカント以来常に然るが如き狭き道德的概念ではなかった。寧ろ広く超道德的な世界的概念である。彼が道德 (Moralität) より区別する人倫 (Sittlichkeit) が正にこの世界的概念であって、自由とはかかる人倫の本体をなすものに外ならぬ。道德を以て人生と世界との究極とするカント的な道德的世界観に於ては善が究極の原理であり理想であった。人倫を以て人生と世界との究極とするヘーゲルの精神哲学にとって善は未だ究極の原理でもなく理想でもなかった。彼の精神哲学究極のものは自由である。そして自由は本来道德的な主観的善を超越するより基本的な超道德的概念である。制度組織の善悪の前に制度組織はそれ自体深き自由の実現たる人倫である。之がカント、フイヒテの道德的な理想主義と異なってヘーゲルの客観的精神を貫く独自の信条であり、かかる信条を俟ち始めてカント、フイヒテの道德的理想主義に於て達し得なかった客観的精神の概念に達し得たのである。青年時代以来カント倫理に反対して民族の人倫生活の基底より出発せんとした彼の世界観的信条は先づこの自由を中心とする客観的精神の概念の完成を以て真実に学的な組織に達する。」²²⁾

要するに、カントは自由を道德的なものとし、自由を基礎として法の概念を定めたのであるが、しかしこのような法の概念規定は既に述べたように、法の本質の半面を示すにすぎないものである。またヘーゲルにおいては自由は超道德的な概念であり、人倫の最高の段階たる国家において最も完全に自由が実現するとされる。このようにヘーゲルが国家をもって最も完全な自由の実現態であるとしたことについては論評すべき点が多々あるが、この点は国家理論を考察する機会に譲ることとする。

以上の如く、自由に関する見解においてカントとヘーゲルとの間には相違が存するとしても、法と自由の問題に関する二人の見解について、ドイツ観念論哲学における自由の性格に基づいて、総合的統一的に把握することは可能であり、小林教授は次の如く述べられている。

「けだし、法は意志の自律による自由の体系に外ならぬ。法への服従は外的な自由の制限ではなくて、むしろ自律的な強制への参与であり、非理性的な自然状態からの解放としての自由そのものである。法は成程、外面的又は抽象的な自由の体系であることによって、道德や人倫の優位の下に置かれる低次の段階ではある。しかし同時に法はそれなしには人間が理性者たりえぬ道德 (広義) 又は客観的精神の領域の必然的な体系である。法自体はその意味で決して権力者の恣意的命令であったり、自由に矛盾する強制であるのではない。法的義務はたとえ外面的ではあるにせよそれへの服従は自由の実現の要件であると、いうのが彼らの法哲学の結論であった。」²³⁾

21) 尾高朝雄「ヘーゲル法哲学綱要」(哲学名著解題所載)。

22) 高山岩男、「ヘーゲル」, 239~240頁。

23) 小林直樹「カントからヘーゲルへ」(「法思想の潮流」26頁)。

三 法と道徳

カントはトマジウスの思想を発展せしめて、法と道徳との区別を明確にした。カントは言っている。「ある行為を義務となし、同時にこの義務を動機となすところの立法は倫理的である。しかるに義務の理念以外の動機をゆるす立法は法理的である。(中略) 動機の如何に関わりなく、法則に対する行為の単なる一致もしくは不一致を合法性と言い、法則にもとづく義務の理念が同時に行為の動機である場合には、これを道徳性と言う。」²⁴⁾

かように、法と道徳とは、カントによって、前者は合法性及び強制可能性という性質を有するのに対して、後者は道徳性及び強制不可能性という性質を有するものとして峻別せられたのである。

法と道徳とを峻別するカントの見解に対しては種々の批判が加えられているが、この見解は近代的資本主義社会に即して考えるときは、むしろ歴史的現実にも忠実であったものと言うべく、「資本主義経済の所産たる個人主義的法律秩序は、道徳法則の支配から独立せるものとしての法律生活を規律することを以てその本領とするゆえに、道徳性と合法性とを対立せしめるカントの見解は、恰も個人主義的法律秩序として成立した近代法の本質的性格に適合せるものであった。」²⁵⁾

しかし「自然法は二十世紀の初頭、ことに世界大戦後、著るしい現象となった哲学の範囲における形而上学の復興、倫理学の範囲におけるカント的形式主義・主観主義の衰頹及び客観主義の抬頭(マックス・シェーレル)と相俟って、種々なる形において再生しはじめた。また国内的及び国際的情勢と従来の唯物的・個人主義的・主観主義的傾向に失望し、社会制度に客観的なる道徳的基礎を求むるにいたった。その法律学における徴候は、トマジウス及びカント以来峻別せられたところの法と道徳との牽聯関係の回復である。」²⁶⁾ということも指摘されてカント流の法と道徳との区別は現代においては意義を持たないという批判が加えられている。

ヘーゲルは大学生時代にカントの哲学を研究して、カントの二元主義に対しては多くの疑問を抱いていた。その後、ヘーゲルはフランクフルト時代において、彼の哲学にとつてきわめて重要な意味を持つ止揚(Aufheben)の概念を作成し、次第にこの概念によって、法則と生活との一致や理想と現実との一致ということを示そうと努力するにいたった。これによって、ヘーゲルにおいて成長しつつあった精神哲学は、プラトンやカントの二元主義を克服することとなり、またトマジウスやカントを特色づけるところの法と道徳との峻別も、生活を統一的に把握するという方法の結果として止揚せられ、国家をもって倫理的社会の顕現として評価するところの見解が次第に固まりつつあった。このようなヘーゲルの国家観の背後には、ギリシアの都市国家の理想が、大きな影響を与えたのであった²⁷⁾。

1797年にカントの「法哲学」が出版されるや、ヘーゲルはこれを徹底的に研究し、改めて法と道徳に関するカントの見解を問題とする機会を持った。そしてヘーゲルが年来、精神的に没頭して来たところの、理念と現実との、当為と存在との、道義と法則との対立という問題が最も強く彼をひきつけたのであった。そして彼はこの問題を合法性と道徳性に関するカントの原

24) Kant, *Metaphysik der Sitten*, SS. 20~21.

25) 恒藤恭「哲学と法律学との交渉」64頁。

26) 田中耕太郎「自然法」(法律学辞典第2巻 1113~1116頁。)

27) vgl. Bülow, a. a. O., S. 19.

則に留意しながら考察したが、この場合、彼は実定法の合法性と、自己を善或は悪と認識する主観性としての道徳性とを、一つのより高次の概念として統一せしめようと努力した。この概念を彼ははじめには生命と呼び、後には人倫と呼んでいる。そして彼はすべての生活現象の全体を包含し、従って法及び道徳をも統一的に包含する存在概念を得ようを目指した。

そして彼は遂に「法哲学綱要において、抽象法は定立、道徳は反立、人倫は総合という弁証法的方法をもって客観的精神の世界を展開し、個人人格を基礎とする私法や自然法の領域も、或はカントの倫理の意味における個人主義的な道徳の領域も、ともに真正の社会生活の基礎を形成することは出来ないで、これら二つの領域は一つのより高次のもの、倫理的な全体に止揚されねばならぬとの見解を論証したのである。かくてヘーゲルにおいては、カントによって峻別された法と道徳との総合としての人倫が認められ、人倫は家族、市民社会及び国家の段階をもって展開し、国家は人倫の最高の現実態とされることとなったのである²⁸⁾。

さて、カントが法と道徳との区別を明らかにしたことは、批判されるべき多くの点を持っているとしても、歴史的意義のあることであり、学問的価値の大なる業績である。しかし、ヘーゲルが、カントの見解を批判し、道徳をもつて主観的な良心に基づくもので客観的な内容を持たないという見地に立って、法と道徳との総合としての人倫という客観的な内容を持つ自由の体系を構成したことは、カントを凌駕する深遠な思想であつて、学問上不朽の価値ある業績と言わねばならない。しかしながら、人倫の最高の現実態は国家であり、したがって国家において最高の自由が実現されるというヘーゲルの見解は、多くの検討すべき点を含んでいる。しかし、これらの点の検討は、国家理論を考察する場合に譲る。

四 自然法と実定法

古代から中世を経て近代にいたるまで、法や道徳に関する哲学的思索は自然法と実定法の問題を中心として展開された。カントやヘーゲルも自然法について考察し、殊にカントは伝統的な自然法学を哲学的に精練して理性法の理論を完成し自然法に新しい意味を与えた。

カントが自然法（理性法）について述べるところは次の如くである。「なにが法とされているか。すなわち諸法規が一定の場所及び一定の時において語るところのこと、または語ったところのことは、法学者が容易に述べ得るところである。けれども、諸法規の欲したところのことが果してまた正しいかということ、及び一般に法並びに不法を認識するための普遍的標準については趣を異にする。彼にして暫時経験的諸原理を放棄して、判断の源泉を純粹理性のうちに求め（尤もそのためにはその諸法規が良き指針として役立つであろうが）、以って可能なる実証的立法のための基礎を定置するの でなければ、右の問題及び標準に対して到底盲目たることを免れない。まったく経験的な法律学は（フェードルスの寓話のなかの木製の頭のように）美しいことは美しいが、哀しいかな脳髓なき頭である。」²⁹⁾

右の所論によって明らかなように、カントは、正しい法若しくはあるべき法ということ論ずるとともに、そのような法の認識方法について深く論じたのであって、経験的方法によらないで、理想的方法によるべきことを主張したのである。彼は理性の光によって照し出された法、特に実践理性の要請に基づく普遍妥当な法を主張したのである。

28) vgl. Bülow, a. a. O., SS. 21~22.

29) Kant, Metaphysik der Sitten. SS. 33~34.

そして彼は実定法に対する自然法の先在性を論じて次のように述べている。「それにとって外的立法が可能なる拘束的法則は一般に外的法則という。その中でも外的立法を待たず先天的に理性によって認識され得る覇束に関するものは、外的ではあるものの自然的なる法則である。これに反して、現実の外的立法なしには全く拘束せぬもの（すなわちそれなしには法則たり得ぬもの）は実証的法則という。だから、ひとり実証的法則のみを含む外的立法があり得る、だがこの場合にも、立法者の権威（すなわち自己の単なる意欲により他人を拘束する権能）を基礎づける一の自然的法則が先行しなければならぬ。」³⁰⁾

カントが熱心な自然法論者であり、自然法を尊重し、その永遠性を高調したことは、彼が「永久平和論」において「世界が滅亡するとも正義は行われよ」という句を以つて確固たる法原則を表わすものとしていることによっても明らかである。彼はこの句を解釈して「世界の悪しき者達がたとえ悉くそのために滅びゆくにしても、正義よ支配せよということの意味するもので、狡計或いは暴力によつて予知されるすべての邪曲な道を遮断し去るところの勇氣ある法原則である。」と論じている³¹⁾。

以上の如く、カントは理性法の理論に深い哲学上の根拠を与えて、先験的な理性的自然法の理論を完成した。そして、カントの自然法論に対しては、或る程度において彼の批判的精神を移し入れただけのもので、従前の個人主義的自然法の観念を脱却していないものであるという批判を為し得るとしても、ダントレーヴ教授の指摘するように、「カントは実に、すべからず法学者は、あらゆる可能な立法の基礎をそなえるために判断の拠りどころを純粋理性に求むべきであると主張したとき、近代における自然法理論の最も有力な主唱者であった」³²⁾ のであり、また「彼は、もろもろの法が現に語り、また既に語っている事実に関する知識は法学者に、なにが法であるかを知らしめるものではなく、ただ或る所与の場所と時点においてなにが法に属するかを知らしめるだけのものであると指摘している点、彼は法的経験主義に対する最も理路一貫した説得力を有する批判者である」³³⁾ から、カントは自然法学の歴史においても、不朽の業績を残したものと言わねばならない。

次にヘーゲルは青年時代から自然法学に対して深い関心を抱き「自然法学の学問的取扱の方法について」という著作を書いて伝統的な自然法学の批判を行ない、自然法学の正しい方法を確立しようと努力した。この著作においてヘーゲルは、従前の自然法学の方法を経験的方法及び反省的方法の二種にわかれ、自己の主張する思辨的方法をこれに対立せしめている。そのいわゆる経験的方法に立脚するものは固有の意義における自然法学であり、支配欲、幸福欲などの経験的欲望を基礎として法を考察するもので、就中ホッブスがその代表者として批判の対象となっている。またいわゆる反省的方法に立脚すると考えられているものは、内容的な法の概念決定をしないで、単に形式的な定義をもって満足するもので、カント及びフィヒテが批判の対象となっている。

かくしてヘーゲルは、「道徳的なものをその完全態 (Totalität) において認識する方法こそ自然法の正しき考察方法である。然るに自然法の経験的考察方法は道徳的なものを空虚な

30) Kant, *Metaphysik der Sitten*. S. 28.

31) Kant, *Zum ewigen Frieden*, S. 65. 田中耕太郎「自然法の過去及び其の現代的意義」参照。

32) ダントレーヴ著、久保正晴訳「自然法」178頁。

33) 同上 178～179頁。

る抽象態 (leere Abstraktion) において認識し得るに過ぎない。」³⁴⁾として、経験の助けをかりないで、純粹の思惟によって認識を構成するところの思辨的方法をもつて、絶対的人倫の本性の理念によって法の本質を明らかにしようと認めた。そして主著「法哲学綱要」において、客観的精神としての法の発展について考察し、人倫をもって法の最高段階とした。

ヘーゲルが、従前の自然法学やカントの法哲学を批判して絶対的人倫の本性の理念に基づいて自己の法哲学を樹立したことは、法哲学をさらに発展せしめたものと言うことが出来る。しかし、ヘーゲルの法哲学は自然法学と如何なる関係に在るか、また、ヘーゲルはカントのように確固たる自然法論者であるか否かについては、学者の見解が岐れている。

例えば、ヴェルヴェル教授は次のように論じている。「ヘーゲルは、従前の自然法学によって四分五裂にされた体系の人倫を絶対的理念の下に統一させるという問題と取り組んだ。そして彼は、従前の自然法学が、法を二つの互いに対立する部分に区別するというトマジウス以来顕著になつた欠陥と、それが非歴史的で時間と空間から超越した普遍妥当性において自然法の特色を見ようとする欠陥との二つの欠陥を避けながら、従来成就された自然法原理に比べて最も完全なものを確立した。ヘーゲルの法哲学は、人がそれを正当に理解するならば、実質的な自然法学の最も完成された形態である。」³⁵⁾

また恒藤博士は、弾力的に解釈されて次のように述べられている。「自然法学がヘーゲルによって批判の対象とされている処では自然法学とヘーゲルの理論とは対立の状態にあるけれども、この批判によって固められた地盤に立脚してヘーゲルが自己の法律哲学の確立を企てる処では、ヘーゲルの体系そのものも亦自然法学の全関連の中に位置している。」³⁶⁾

さらに高山博士は次のように言われている。「一面においては法を以て民族精神の無意識的生産あるいは表現とする歴史法学派の所説に通じながらも、他面においては法を以て永遠なる理念の組織とする自然法学派と一脈相通ずるものをも有し、いわば両者の持ちな総合をなす所以がここに見出されるであろう。」³⁷⁾

以上の見解は、ヘーゲルの法哲学が自然法学であることを、程度の相違はあれ承認するものであるが、これらの見解に対して正反対とも言うべきものも存在する。例えば、ダントレーヴ教授は次の如く言っている。「彼の著書の完全な表題は<自然法および国家学綱要>というのである。しかしこの書物の中には、なんらか伝統的な意味における自然法に触れるところは少しも見出されない。法なる語をヘーゲルは、<自由な>ないしは<倫理的>意志の実現という最も広汎な意味に定義している。したがって、それは道德生活のあらゆる可能な表現を包含するものである。実定法とか市民法はその様相の一つにすぎない。倫理的な生活と言えば、国民国家はその最高の具現である。国民国家の<法>は、したがって、他のいかなるものよりも上に位する。(中略)彼の歴史観は、自然法理論のもう一つの恒常不変の特徴である理想法の観念をあらゆる意味において排除する³⁸⁾」

かくてヘーゲルの法哲学と自然法学との関係は極めて複雑であって容易に確定しがたいところであるが、しかし、たとえ、ヘーゲルが自然法学を論じたとしても、カントのように確固た

34) 恒藤恭「ヘーゲルによる自然法学批判について」(法の基本問題』所載)。

35) Hans Welzel, *Naturrecht und materiale Gerechtigkeit*. SS: 175~176.

36) 恒藤恭「ヘーゲルによる自然法学批判について」前掲 293頁。

37) 高山岩男「ヘーゲル」241~242頁。

38) ダントレーヴ著、前掲 109~111頁。

る自然法論者であったとは決して言うことが出来ないことは明白である。思うに、ヘーゲルが国家を以て客観的精神の最高の顕現であるとしたことは、国家の実定法を自然法の上に置いたことであり、従って彼を法実証主義者と見ることが正当である。グスタフ・ボームはヘーゲルを法実証主義の祖とみなし、また牧野博士はヘーゲルは自然法理論を破ったと言われている。³⁹⁾

さらにカントが「世界が滅亡するとも正義は行われよ」という句を、確固たる法原則を表わすものと論じて、熱心な自然法論者であることを示したのに対して、ヘーゲルはこの句をもって空虚な言葉であると貶したことは、自然法に対する二人の態度の相違を示すものと言うことが出来る⁴⁰⁾。

附 記

本稿においては、各論において、なお、二人の公法理論と私法理論の比較考察を行ない、最後に結論において、二人の法哲学における長短や現代的意義の有無などを総合的に比較考察する予定であったが、既に可成の紙面を使用したばかりでなく、公法理論、特に国家理論と刑法理論は二人の法哲学において最も精彩と特色に富む部分であって、その考察には多くの紙面を必要とするので、本稿は以上を以て一先ず擱筆し、次の機会において残余の問題を取扱うこととする。

39) 阿南成一「現代の法哲学」31頁。牧野英一「ヘーゲルの百年」(法学志林33巻11号所載)。

40) vgl. Piontkowski, a. a. O., SS. 253~254.